第1回 保育士等確保対策検討会

平成27年11月9日

資料3

## 検討会の公開の取扱いについて(案)

検討会、議事要旨及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができることとする。

## 【「特段の事情がある場合」とされる具体例】

- ※「審議会等会合の公開に関する考え方」(厚生労働省通知)より抜粋
- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの 圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定 の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそ れがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすお それがある。